

令和8年 第2回春日・大野城・那珂川消防組合議会臨時会

- 1 招集年月日 令和8年5月25日（月曜日）午前11時15分
- 2 招集場所 春日・大野城・那珂川消防組合消防本部 3階 第1会議室
- 3 出席議員（9名）

1番 平井 信太郎	2番 臂 英 治	3番 中 原 智 昭
4番 河 村 康 之	5番 松 尾 正 貴	6番 米 丸 貴 浩
7番 原 田 真 光	8番 羽 良 和 弘	9番 岩 淵 穰
- 4 欠席議員（0名）
- 5 本会の議長
1番 平井 信太郎
- 6 会議録署名議員
3番 中 原 智 昭 9番 岩 淵 穰
- 7 地方自治法第121条の規定により出席した者（9名）

副組合長 堤 かなめ	副組合長 武 末 茂 喜
参 与 高 田 勘 治	参 与 橋 本 成 宣
参 与 小 原 博	消 防 長 池 上 文 貴
次 長 見 城 光一郎	署 長 糸 山 茂 春
総務課長 的 野 正 和	
- 8 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

総務企画係長 野 尻 浩太郎	総務企画係員 高 橋 伸 幸
----------------	----------------
- 9 議事日程（第1号）
 - 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 第9号議案 春日・大野城・那珂川消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
 - 第4 第10号議案 令和8年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計補正予算（第1号）について
 - 第5 第11号議案 財産の取得について
 - 第6 報告事項1 令和7年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

開会 午前 11 時 15 分

○的野総務課長 開会前に 1 点御報告いたします。井上組合長から、入院中のため本臨時会を病欠欠席する旨の届けがっております。

それでは、平井議長よりお願いいたします。

○平井議長 ただいまから、令和 8 年第 2 回春日・大野城・那珂川消防組合議会臨時会を開会します。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。これより議事に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

9 番岩淵議員、3 番中原議員を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

本臨時会の会期を本日 1 日限りとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定しました。

日程第 3、第 9 号議案、春日・大野城・那珂川消防組合行政手続条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 皆様こんにちは。副組合長の武末でございます。

本来であれば、井上組合長から提案理由の説明をさせていただくところですが、病欠欠席でございますので、私が代理を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、ここに令和 8 年第 2 回春日・大野城・那珂川消防組合議会臨時会を招集しましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本臨時会に消防組合から提案しております案件は、条例案件 1 件、予算案件 1 件、財産の取得案件 1 件の計 3 件でございます。

また、報告事項が 1 件ございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、第 9 号議案につきまして御説明いたします。

本案は、デジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行による行政手続法の一部改正に伴い、これに準じ、聴聞の通知の方式等について所要の規定の整備を図るものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

池上消防長

○池上消防長 第 9 号議案について補足説明いたします。

恐れ入りますが、表紙右上、黄色い印を付けております議案概要の 1 ページをお開きください。

2の改正内容でございます。(1)アにつきましては、行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示送達について、公示事項を規則で定める方法として、インターネットの利用を想定しておりますが、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くことを規定するものでございます。

イにつきましては、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うことを規定するものでございます。

また、併せて、字句の整備を行っております。

次に、3の附則についてでございます。(1)の施行期日は、公布の日としております。

(2)の経過措置についてでございますが、改正後の春日・大野城・那珂川消防組合行政手続条例第15条第3項及び第4項、これらの規定を改正後の第22条第3項及び第29条において読み替えて準用する場合を含みますが、これらの規定は、施行日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、改正前の規定によることを規定しているものでございます。

以上で第9号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。

第9号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、第10号議案、令和8年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 第10号議案につきまして、御説明いたします。

本案は、令和8年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算について、財源、事務事業等に異動を生じたことに伴い、地方自治法第218条第1項の規定により補正予算を調製したので、同法第96条第1項第2号の規定により、消防組合議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

池上消防長

○池上消防長 第 10 号議案について補足説明いたします。引き続き、議案概要の 2 ページを御覧ください。

1 の補正理由につきましては、2 点ございます。

まず、(1)ですが、令和 8 年度に更新する北 2 号高規格救急車を新たに緊急消防援助隊登録車両とし、車両更新の財源として緊急防災・減災事業債を活用することから、地方債の区分変更に伴う歳入歳出予算財源内訳、地方債及び一時借入金を変更するものでございます。

なお、北 2 号高規格救急車更新事業費に増減はございませんので、歳入歳出予算の総額は、補正前の額と同一の歳入歳出それぞれ 31 億 5 千 909 万円でございます。

今回の北 2 号高規格救急車の財源内訳の補正内容を下表にまとめておりますので、御説明いたします。

まず、地方債についてですが、補正前は施設整備事業債及び一般事業債を活用し、限度額の合計 3 千 890 万円でしたが、これを緊急防災・減災事業債 4 千 390 万円に補正し、500 万円の増額となります。

次に、一般財源につきましては、補正前の構成市負担金 510 万円を 10 万円に補正し、500 万円の減額となります。

次に、(2)について、令和 9 年度事業として実施予定である指揮車及び本署ポンプ車更新事業について、令和 8 年度から消防車の新型シャシ製造開始時期が秋以降となることから、単年度での事業完了が困難となるため、当該事業を債務負担行為に追加するものでございます。詳細につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、2 の歳入についてです。

まず、(1) 1 款分担金及び負担金については、補正前の額が 27 億 5 千 893 万 7 千円でしたが、500 万円を減額し、補正後 27 億 5 千 393 万 7 千円となります。

次に、(2) 10 款組合債については、補正前の額が 3 億 4 千 990 万円でしたが、500 万円を増額し、補正後 3 億 5 千 490 万円となります。

次に、3 ページを御覧ください。3 の歳出についてです。

3 款 1 項 2 目消防施設費の 17 節備品購入費については、北 2 号高規格救急車更新事業に緊急防災・減災事業債を活用することに伴い、その財源内訳を補正し、地方債が 500 万円の増額、一般財源が 500 万円の減額となります。

なお、本事業費の増減はございません。歳出の説明は以上となります。

引き続き、4 の債務負担行為補正についてです。

債務負担行為に追加する事業は、消防車両 2 台の更新事業で、限度額は、指揮車更新が 4 千 400 万円、本署ポンプ車更新が 6 千万円です。詳細について御説明いたします。

消防車のベースとなるシャシに関する法規制は、毎年強化されています。従来、各法規の適用は年度当初から順次行われ、製造可能な部品から生産が開始されることで、単年度での事業完了が可能となっておりました。しかし、令和 8 年度から当面の間、各法規の適用時期が 9 月に統合されることとなり、新型シャシの製造開始時期が秋以降となる見込みです。消防車両の製造期間は、一般的に 7 か月から 10 か月程度かかることから、単年度での事業完了が困難となるため、令和 9 年度事業である指揮車及び本署ポンプ車更新事業を債務負担行為に追加させていただくものです。

次に、5 の地方債補正及び 6 の一時借入金補正につきましては、北 2 号高規格救急車の更新事業に緊急防災・減災事業債を活用することに伴い、それぞれ 500 万円を増額するもので、補正後の額は記載のとおりです。

以上で第 10 号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。
第 10 号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第 10 号議案は、原案のとおり可決されました。
日程第 5、第 11 号議案、財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
武末副組合長

○武末副組合長 第 11 号議案につきまして、御説明いたします。

本案は、高規格救急自動車 2 台を取得するに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、消防組合議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。
池上消防長

○池上消防長 第 11 号議案について、補足説明いたします。議案資料で御説明させていただきますので、恐れ入りますが、表紙右上、緑色の印を付けております議案資料の 5 ページをお開きください。

今回更新する車両は、春日・大野城・那珂川消防署北出張所及び西出張所に配置されている高規格救急車でございます。

取得方法は 2 台分を一括した指名競争入札で、令和 8 年 4 月 30 日に当消防本部で行われました。予定価格は、税抜 8 千 454 万 5 千 455 円で、落札金額は、税抜 8 千 300 万円、契約金額は、税込 9 千 130 万円となっております。その内訳といたしましては、北 2 号高規格救急車が税込 4 千 268 万円、西高規格救急車が税込 4 千 862 万円です。

入札は 1 回目で落札となり、落札業者は福岡市博多区浦田 2 丁目 1 番 8 号にあります、株式会社消防防災です。

次に、今回更新する車両の概要ですが、資料の 6 ページを御覧ください。

現在の北 2 号高規格救急車は、令和 2 年 4 月 1 日に配置、また西高規格救急車は令和 2 年 3 月 8 日に配置され、いずれも運用開始から本年度で 6 年が経過しております。車両更新につきましては、中期財政計画の更新計画に基づき更新するものでございます。いずれの車両も、最小回転半径が 6 m となっており、道路の狭い住宅街においてもスムーズな走行が期待できます。

主な仕様について御説明いたします。7 ページを御覧ください。

新車両 2 台の収納棚は機能的で十分な容量があるため、高度救命資器材を整然と適正な位置に収めることができます。

また、車内空間が広いと、隊員の活動が制限されることも少なくなります。

次に、8 ページを御覧ください。2 台の主な装備品でございますが、高規格救急自動車には、気道確保用資器材や自動体外式除細動器等、高度救命処置に必要な資器材を積載いたします。

また、9 ページに記載しておりますが、感染症対策として運転席と傷病者室に間仕切りを設置し、後部座席からの飛沫等を防止することが可能となっております。

次に、10 ページを御覧ください。西高規格救急車のみの導入となりますが、新たに電動ストレッチャーを導入することになりました。電動ストレッチャーは、傷病者の搬送時における隊員の身体的負担を軽減し、安全かつ円滑な収容・搬送を行い、また電動昇降機能により、車両への積載及び降車時の持ち上げ動作を最小限とし、腰部負担の軽減及び労働災害の防止に寄与します。今後も、救急隊員が万全の体制で救命活動に専念できる環境づくりを進めてまいります。

以上で第 11 号議案の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。ただちに採決を行います。

第 11 号議案を原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

全員賛成であります。よって、第 11 号議案は、原案のとおり可決されました。日程第 6、報告事項 1、令和 7 年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

報告を求めます。

武末副組合長

○武末副組合長 報告事項 1 につきまして、御説明いたします。

令和 7 年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算について、消防救急デジタル無線設備整備事業のうち、更新工事費について、工事請負業者から契約約款に基づく前金払及び部分払の請求がなく、当該予算を翌年度に繰り越すものでございます。

なお、詳細につきましては、消防長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○平井議長 補足説明を求めます。

池上消防長

○池上消防長 報告事項 1 について、補足説明いたします。恐れ入りますが、別冊の報告事項を御覧ください。

令和 7 年度春日・大野城・那珂川消防組合一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。2 ページを御覧ください。

繰り越す予算につきましては、消防救急デジタル無線設備整備負担金のうち、更新工事費分です。工事請負業者である株式会社クラフティアから契約約款に基づく前金払及び部分払の請求がなされる場合に備え、予算措置を行っていましたが、工事請負業者からその請求がなされなかったため、当該負担金 1 億 4 千 681 万 1 千円を令和 8 年度に繰り越すものでございます。

なお、令和 6 年度から福岡都市圏 7 消防本部共同で開始いたしました本デジタル無線設備更新工事は、令和 8 年度で完了する見込みです。

以上で報告事項 1 の補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○平井議長 ただいまの説明に対し、質疑を受けます。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

これをもちまして、本臨時会の全日程の議事は、全て終了いたしました。

よって、令和 8 年第 2 回春日・大野城・那珂川消防組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前 11 時 33 分